



金 沢 市 公 報

第 2 8 1 4 号 の 2

平成26年(2014年)11月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○平成26年11月22日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について (") 8
●告 示		○金沢市長選挙に係る特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙等の交付等開始日について (") 8
○市道の路線の認定について (道路管理課)	1	○金沢市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について (") 8
○市道の路線の変更について (")	2	○金沢市長選挙における投票所内、期日前投票所内及び不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所について (") 9
○市道の区域の決定について (")	2	●公営企業告示
○道路の供用の開始について (")	3	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 9
●公 告		○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (") 10
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	3	●公営企業公告
○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更について (都市計画課)	3	○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 11
●教育委員会告示		○下水道排水設備工事事業者の指定について (") 11
○平成25年教育委員会告示第5号(金沢市選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定について)の廃止について (文化財保護課)	4	
○平成27年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項(市立工業高等学校)	4	
●選挙管理委員会告示		
○金沢市長選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の基準となる日等について (選挙管理委員会)	8	

告 示

●金沢市告示第309号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成26年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1607	泉野町2丁目線 19号	泉野町2丁目 259番1先から	
		泉野町2丁目 259番5先まで	
1617	平和町2丁目線 22号	平和町2丁目 143番1先から	
		平和町2丁目 143番11先まで	
2705	金石西1丁目線 41号	金石西1丁目 159番5先から	
		金石西1丁目 159番10先まで	

3223	大 徳 23号 松 村 7 丁目 線 25号	松 村 7 丁 目 松 村 7 丁 目	89番 5先から 89番 1先まで
3511	弓 取 11号 三 口 町 線 36号	三 口 町 三 口 町	金 71番 3先から 金 71番 5先まで
3512	弓 取 12号 割 出 町 線 43号	割 出 町 割 出 町	47番 1先から 35番 1先まで
3717	鞍 月 17号 近 岡 町 線 55号	近 岡 町 近 岡 町	395番 4先から 395番 23先まで
3717	鞍 月 17号 近 岡 町 線 56号	近 岡 町 近 岡 町	395番 4先から 395番 11先まで

●金沢市告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成26年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1101	旧	堀 川 町 線 16号	堀 川 町 642番 先から	
	新		堀 川 町 683番 先まで	
4920	旧	浅 川 20号 田 上 本 町 線 80号	田上本町土地区画整理事業地内 20街区 7-2番 先から	
			田上本町土地区画整理事業地内 20街区 5番 先まで	
	新		田上本町土地区画整理事業地内 20街区 7-2番 先から	
			田上本町土地区画整理事業地内 20街区 3-1番 先まで	

●金沢市告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成26年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	堀川町線16号	3.1 ~ 4.2	37
一般市道	泉野町2丁目線19号	6.0	37
一般市道	平和町2丁目線22号	6.0	128
一般市道	金石西1丁目線41号	6.0	80
一般市道	大徳23号松村7丁目線25号	6.0	39
一般市道	弓取11号三口町線36号	5.0 ~ 10.0	32
一般市道	弓取12号割出町線43号	7.4 ~ 7.5	119
一般市道	鞍月17号近岡町線55号	6.0	92
一般市道	鞍月17号近岡町線56号	6.0	105
一般市道	浅川20号田上本町線80号	5.1 ~ 6.0	106

●金沢市告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成26年11月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成26年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
堀 川 町 線 16号	堀 川 町 642番 先から 堀 川 町 658番 2先まで	平成26年11月11日
泉野町2丁目線 19号	泉 野 町 2 丁 目 259番 1先から 泉 野 町 2 丁 目 259番 5先まで	平成26年11月11日
平和町2丁目線 22号	平 和 町 2 丁 目 143番 1先から 平 和 町 2 丁 目 143番 11先まで	平成26年11月11日
金石西1丁目線 41号	金 石 西 1 丁 目 159番 5先から 金 石 西 1 丁 目 159番 10先まで	平成26年11月11日
大 徳 23号 松 村 7 丁 目 線 25号	松 村 7 丁 目 89番 5先から 松 村 7 丁 目 89番 1先まで	平成26年11月11日
弓 取 11号 三 口 町 線 36号	三 口 町 金 71番 3先から 三 口 町 金 71番 5先まで	平成26年11月11日
弓 取 12号 割 出 町 線 43号	割 出 町 47番 1先から 割 出 町 35番 1先まで	平成26年11月11日
鞍 月 17号 近 岡 町 線 55号	近 岡 町 395番 4先から 近 岡 町 395番 23先まで	平成26年11月11日
鞍 月 17号 近 岡 町 線 56号	近 岡 町 395番 4先から 近 岡 町 395番 11先まで	平成26年11月11日
浅 川 20号 田 上 本 町 線 80号	田上本町土地区画整理事業地内 20街区 7-2番 先から 田上本町土地区画整理事業地内 20街区 3-1番 先まで	平成26年11月11日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成26年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
15	株式会社西原ネオ	東京都港区芝浦2丁目11番5号 五十嵐ビルディング8階	平成26年10月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成26年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市直江町の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成26年11月11日から 同月25日まで	副都心北部直江地 区
金沢都市計画 地区計画	金沢市直江町、近岡町、問屋町3丁目 及び直江北1丁目の各一部			副都心北部直江地 区地区計画
金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客施 設制限地区)	金沢市直江町の一部			副都心北部直江地 区

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第10号

平成25年教育委員会告示第5号（金沢市選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定について）は、廃止します。

平成26年11月11日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

●金沢市教育委員会告示第11号

平成27年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成26年11月11日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

平成27年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 平成27年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募 集 人 員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。
なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（82円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

4 志願変更

(1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

平成27年2月19日（木）から同月24日（火）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

(2) 志願者数公表

平成27年2月24日（火）午後3時30分に、本校において行う。

(3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

平成27年2月27日（金）から同年3月3日（火）まで。

(4) 調査書等の提出期間

平成27年3月3日（火）から同月5日（木）まで。

なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成27年2月24日（火）及び同年3月3日（火）の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

- (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。

なお、面接の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本

校校長に提出することとする。

9 学力検査等

- (1) 学力検査は、平成27年3月10日（火）及び同月11日（水）の両日、入学志願者の全員について本校において行う。
- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語「聞くことの検査」を含む。）の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月10日（火）	9：00～9：50	10：10～11：00	11：20～12：10
	国 語	理 科	英 語

*各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月11日（水）	9：00～9：50	10：10～11：00	11：15～
	社 会	数 学	面 接

*各教科100点満点（面接を除く。）

10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成27年3月18日（水）正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

11 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則（平成12年教育委員会規則第27号）の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。
- (2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則（昭和33年教育委員会告示第2号）第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成27年1月6日（火）以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。
なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定によるあわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。
- (4) 転勤による県外からの一家転住その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。
- (5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成27年2月27日（金）から同年3月3日（火）午後3時までとする。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

13 学力検査における特別措置

- (1) 学力検査において特別措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、措置事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別措置事項については、石川県教育委員会が定める平成27年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募 集 人 員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

(2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成27年3月に県内の中学校を卒業見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

(3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。
なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。
- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。
なお、成績一覧表は、平成27年3月3日（火）から同月5日（木）までに本校校長に提出すること。

(4) 出願期間

出願受付期間は平成27年2月5日（木）から同月9日（月）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(5) 面接

- ア 面接は、平成27年2月13日（金）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9：00～9：30	9：30～9：45	10：00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

(6) 推薦入学者の選抜

- ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。

(7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

- ア 平成27年2月18日（水）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。
- イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成27年2月18日（水）に各中学校長に送付する。
なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

(8) 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成27年3月18日（水）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。

(9) 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、平成27年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に出願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。

15 その他

- (1) 詳細については、石川県教育委員会が定める平成27年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成27年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成27年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。
- (2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。
- (3) 入学者募集に関する問合せ先
金沢市立工業高等学校（石川県金沢市畝田東1丁目1番地1）
電話（076）267-3101（郵便番号920-0344）

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第124号

平成26年11月30日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示します。

平成26年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| 1 被登録資格決定基準日 | 平成26年11月22日 |
| | ただし、年齢については、選挙の期日をもって算定します。 |
| 2 登 録 日 | 平成26年11月22日 |
| 3 縦 覧 期 間 | 平成26年11月23日 |

●金沢市選挙管理委員会告示第125号

平成26年11月22日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会
- 備 考 縦覧日時は、平成26年11月23日
午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第126号

平成26年11月30日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送する日を平成26年11月21日からと定めます。

平成26年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第127号

平成26年11月30日執行予定の金沢市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりです。

平成26年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成26年11月23日
午後5時30分から
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市役所兼六会議室

●金沢市選挙管理委員会告示第128号

平成26年11月30日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所内、期日前投票所内及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。

平成26年11月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成26年11月23日
午後5時30分から
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市役所電子入札室

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第30号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 平成26年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 84,700円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 88,650円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 85,650円
- 2 原料価格変動額 21,900円
算式 85,650円（1トン当たり平均原料価格）－ 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 21,900円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額＋21,900円（原料価格変動額）／100円×0.082円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に17.95円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- 4 平成26年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	245円12銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	243円12銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	230円62銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	228円79銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	223円79銭

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年11月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成26年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 88,650円
- (2) 原料価格変動額 600円
算式 88,650円（1トン当たり平均原料価格）－ 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 600円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額＋600円（原料価格変動額）／100円×0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.22円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- (4) 平成26年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	423円58銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	414円48銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成26年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 88,650円
- (2) 原料価格変動額 600円
算式 88,650円（1トン当たり平均原料価格）－ 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 600円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額＋600円（原料価格変動額）／100円×0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.22円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- (4) 平成26年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	423円66銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	414円56銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成26年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 88,650円
- (2) 原料価格変動額 600円
算式 88,650円（1トン当たり平均原料価格）－ 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 600円（100円未満切捨て）

未滿切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額+600円(原料価格変動額)÷100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.22円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成26年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	402円43銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	393円33銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成26年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 88,650円

- (2) 原料価格変動額 600円

算式 88,650円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 600円(100円未滿切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額+600円(原料価格変動額)÷100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に1.22円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成26年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	446円4銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	436円94銭

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により、平成26年11月10日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条の規定により公告します。

平成26年11月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
556	株式会社山田組	河北郡津幡町字横浜い33番地1

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により、平成26年11月10日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成26年11月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
592	株式会社山田組	河北郡津幡町字横浜い33番地1

平成26年(2014年)11月11日 印刷
平成26年(2014年)11月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄